

2014年1・2月号 No109

# 夜明けの会ニュース

“高利貸しのない社会を！”

去年もあっという間に過ぎてしまったような気がしますが、振り返ってみると、「夜明けの会」が、県から事務局を委託されて4年になる「暮らしとこころの総合相談会」を毎週木曜日に行い、こころの相談がだんだん増えて、担当者にとつては

あけまして

おめでとございます。

発行：夜明けの会事務局

(朝日総合法務事務所内)

〒363-0023

埼玉県桶川市朝日 2-12-23

TEL 048-774-2862

FAX 048-774-4993

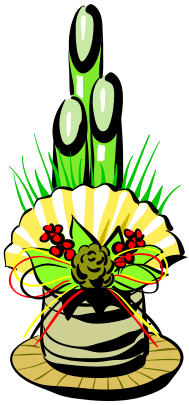
URL: <http://homepage2.nifty.com/asahi-houmu/>

大変ですが、この相談会がなくなったらこの人たちどこへ行くのかなあ、とこの相談会の大切さを痛感させられました。

夜明けの会独自としては、毎月の例会を行って最後忘年会を行ったのですが、参加メンバーは顔見知りばかりになってきている中、司法書士の先生方が参加してくれてきていることがうれしかったです。

「夜明けの会」の会員は、全部ではないですが、定着している会員はやつと大変だった生活、金銭感覚を徐々に取り戻しつつあります。それでもまだ除々にです。ホッとする場がないと何時元の金銭感覚に戻るかも知れません。他の依存症と同じく借金依存症も油断できません。これからもホッとする場を提供するような「夜明けの会」でありたいと思います。今年もよろしくお願いします。

事務局



## 《1・2月予定》

1月19日(日) 14:00~定例会 朝日記念会館

2月16日(日) 14:00~定例会 朝日記念会館

埼玉県「暮らしとこころの総合相談会」

15:00~19:00 JACK大宮5階 毎週木曜日

1月9日、16日、23日、30日

2月6日、13日、20日、27日

※相談日は、月・金曜日 午前10時~午後5時迄。毎回午後3時頃司法書士に来て頂きますので、初回の相談は必ず司法書士と一緒にいきます。

**日時** 平成25年度  
**毎週木曜日**  
4月18日(木)より  
(5月2日、5月23日、8月1日、  
8月15日、1月3日、除く)  
**15:00~19:00**

**場所**  
**JACK大宮5階 集会室**  
(エレベーターで降り下り)  
(JR大宮駅西口徒歩1分)  
〒363-0053  
埼玉県さいたま市大宮区朝日002-2

**相談無料**

**暮らしとこころの総合相談会**

埼玉県のマスコット「コバトン」

相談

さまざまな生活面の問題や「こころの健康」について悩んだら、まずは…

**予約受付期間** 平成25年4月10日(水)~平成26年3月20日(木)  
月曜日~金曜日(祝日、12月28日~1月3日を除く)  
**10:00~17:00**

**お問い合わせ** **048-782-4675**  
申込 TEL  
(「暮らしとこころの総合相談会」事務局)

詳しいはこちらへ

詳しい内容は「暮らしとこころの総合相談会」ホームページへ  
<http://www9.plala.or.jp/kurashitokenkou/>

夜明けの会 賛助司法書士から  
あけまして

おめでとうございます。

今年も元気の出る夜明けの会にするため、みなさんのご協力をお願いします。

二〇〇六年から高金利引き下げで二回、生活保護(貧困をなくそう)関係で三回、全国をキャラバンカーが走りました。そのうちの4回が夜明けの会が車の手配、グッズの積載等々やってきました。しかし、去年やっとその任務から解放されました。キャラバンカーは、千葉の弁護士事務所へ引き渡しました。携わって頂いたみなさん御苦労さまでした。私も一区切りがついたとホッとしています。

しかし、私たちの活動はまだまだ続いております。夜明けの会へ見える相談者は激減しています。が、ヤミ金もなくなっていないし、多重債務相談もなくなっていない。事務局のメンバーはそれぞれ役割分担で頑張っています。担当司法書士にも頑張ってもらっています。

相談者が減ったことで、大きく

変わったことは、私の事務所の隣で事務局次長の吉田豊樹がレストランを始めました。趣味と実益を兼ねた内装と内容(メニュー)になっていきます。どんなって? それは是非きてみて味わって下さい。

また、相談が減ったからというわけではないけど、副会長の澤口宣男が夜明けの会の事務所の階下を片づけて、パソコン、机を持ちこみ、仕事場にしています。会社首になったわけではないですよ。勤務先が二時間もかかる茨城県下館なので、今までも会社へ行かないで自宅でやっていた作業をここでやっている、そして何より時々夜明けの会も覗けるし、というわけです。何でそんなスペースがあるのって? 今まで高金利引き下げ運動に要した資料、グッズ等の収納のため倉庫にしていた場所が、運動の終息とともに不要になった物等を整理したら空間ができたというわけです。訴訟や告発に使ったヤミ金の資料等はもちろん保存しています。そういうわけで、夜明けの会の主要メンバーの環境が随分変わ

りました。夜明けの会と関わりながら仕事をやるうというわけです。私も大変心強いです。

県から事務委託されている「暮らしとこころの総合相談会」(弁護士、司法書士、精神保健福祉士、社会福祉士の専門家による)も続いています。毎週木曜日午後、会長の山崎、副会長の澤口、事務局次長の吉田が受付で応対します。自分たちが藁をも掴む思いで夜明けの会へ相談に来た時のことを忘れずに。五年目を迎え、かなり周知度が高くなり、法テラス、市町村、消費生活相談センター、警察、ハローワーク等、紹介された先が広がっています。同じような相談会をやりたい、と実施予定の市の担当者が見学に来たりしています。今年には埼玉県自殺対策関連団体連絡会が発足する予定で、もちろん夜明けの会もその団体に入っています。

今年はこのような体制ですが、相談事業は変わらず行い、月1回は例会を行い、夏はキャンプそして暮れには忘年会と、みんな元気で、楽しいひとときを過ごせるようにやって行きます。会員の中に

もカードを作れるようになったり、子供が大学進学で奨学金を借りるようになったり、諸事情で引越しなければならなかったため引越費用がかかったり、また何時当事者になるかも知れない状況が蔓延しています。困りごとを何でも言える夜明けの会であり続けることを願います。今年もよろしくお願ひします。

平成二十六年一月

「夜明けの会」事務局長

司法書士 井口鈴子



## ●被害体験談

## 「夜明けの会」を知って

もう「だめだ!」。もう生きていくことは出来ない。と思った時、何故か楽しかった頃の家族との日々が頭の中を駆け巡った。

生き地獄、針のムシロとは、まさにこの事だ。朝起きると「今日の不足分は?」とまず思うことは、その日の資金繰りのこと。そして仕事中も休む間もなく掛かって来る業者からの催促電話、そして昼からは、明日の支払い前日確認の電話、その後は支払いできなかつた業者への言い訳電話。それが終わり一息つく暇もなく未払い先の脅迫電話。と一日中、頭の中と行動はヤミ金との対応だけで終わります。

こんなことで良い仕事が出来るはずもなく、家に帰って寝ている時だけが催促の電話のない安心出来る時間でした。

いつそのままと眠ったきりになつたらどんなに楽かとも思いました。

思えば十六年前勤めていた会社を退職し、小さな証券関係を始めました。おりからのバブル景気

で会社は順調そのものでした。少ないながらも貯えも出来、愛する妻と、そして三人の子供達とささやかですが幸福な生活を送っていました。

その後のバブル崩壊で証券界はその波をもろに受け、あれ程忙しかつた仕事はガタ減り、顧客からの損金は入らず、資金不足が続く様になりました。

それでもいつか良い事が来ると信じ頑張りました。そんな日々が十年以上も続き、さすがに貯えもなくなりました。しかし、それでも会社を維持しなくては、の気持ちだけは持ち続けました。

そんな時、090金融の甘い囁きが・・・。いけない事と思いつつ、次の入金で払えるだろうと、ついつい手を出してしまいました。それでも一年位は何とかうまく回して来ましたが、所詮は自転車操業、いつまでも続く訳はなく、そんな折、配達された埼玉新聞に、ヤミ金告発の記事、その告発に大きな役割を果たした「夜明けの会」の存在を知りました。

しかし、その時はまだ「自分で処理するぞ」と思っていました。

いつか良い事が来ると思いながら、相変わらずA社から借りた金で、B・C社の利息を支払うという繰り返しで、件数は増えるばかり。そしてそれが終わると、一日がやつと終わつたと胸をなで下ろします。どんどん泥沼に入っていくことに気が付かず、いや気が付くことが恐ろしく、知ろうとしなかつたのかも知れません。優しかつた妻や長男にまで怖い電話が来ている事もしらずに・・・

今年2月の土日のある日、もうどうすることも出来ず、次の月曜日の資金のメドが、どう考えても作ることが不可能な事を自覚し、そして近くの利根川の土手に行き、近く飛ぶグライダーを眺めながら、楽しかつた家族との旅行、野球をしている次男の姿等が、浮かんでは消えいく、そして、どうしたらいいだろうと涙が来る始末です。神様もう一度やり直しをさせて下さい、と何度も何度も願ったことか・・・。

そんな時「夜明けの会」をお願いしてみようと、しかし仕返しが恐ろしいのではとも思いました。

このまま未払いでも地獄、また人に相談して、もしその為に怖い人達が家に来るようになったら・・・、という思いもありました。どうせ怖い思いをするなら会に助けを求めようと決断し、利根川の土手から「夜明けの会」に電話をいれました。親切なやさしい応対の後「月曜日の九時に来て下さい」という言葉に、さつきまであつた「死か逃亡か?」という気持ち達が少しずつ薄れていくのを感じました。

そして、翌日の月曜日の午前九時、「夜明けの会」を初めて訪問。一通りの説明と書類作成の後、数日通い、その間、相談員の方々が業者と交渉をしてくれました。

今では交渉中の業者からも、恐怖の電話も全く無く安心して仕事が出来る状況になりつつあります。まだまだ処理途中ですが、誠意をもって対処し、一日も早く立ち直り、立派な会社と忘れていた腹の底から大笑いが出来る日の来るのを待っている自分です。

もう二度とこんな事が無いよう頑張ります。(会員 K)



「ヤミ金の撲滅へ」

夜明けの会 吉田豊樹

(解決をする決意)

ヤミ金融業者でも、毅然とした対応を取れば、弁護士や司法書士ではなく本人で対応することも可能です。ただこのような場合、被害者の会が支援して対応する時も、やはり本人が本心に強い気持ちを持たないとなかなかうまくいきません。

相談者は、「この業者は怖いから」、「この業者はやさしいから」など業者を隠してしまうことのないよう相談を受ける側が「何件あっても大丈夫だよ」というように説得することが大切です。被害者の会では、ヤミ金融被害の体験者が自分の体験を語りながら相談者に強くなってもらおうよう相談を受けています。相談者は、

初めて相談に来て全てを話すことはなかなか出来ません。また、ここまで相談にくる間、家族などから、叱責を受けている人が多く、「こんなに多くの業者を言ったらまた相談員に怒られる」など業者を隠してしまいます。「何十件何百件あっても大丈夫だよ」など本人を安心させることが解決の第一歩といえます。

次に、払う必要がないということとを十分よく理解してもらおう必要があります。本人は、「借りたお金は返さないといけない、でもどうにもならない」という一心で相談に来ています。なぜ払う必要がないのか？相談者だけでなく相談者の家族にも理解をしてもらう必要があります。

相談者の多くの家族は「借りた本人が悪い」「家に何度も迷惑をかけてきた」など本人を責めてしまいます。本人と家族に、ヤミ金融業者の大口や業者から借りさせられている状況と借金の解決後の生活が一番大事なことを理解してもらおう事が本人のみならず家族の立ち直りに繋がることを忘れてはいけません。

◎レクリエーションのお知らせ

現在「夜明けの会」では、レクリエーション活動としていろいろなことを行っています。普段休みの日に家で何もしていない人や時間をもてあましている人が多いのではないのでしょうか？会ではバーベキューやスポーツなどのレクリエーションを企画しています。又、その他将棋、囲碁などの文化的なレクリエーションも実施していきたいと思えますので事務局まで連絡下さい。今後、スポーツや文化的なレクリエーションを通じて夜明けの会を盛り上げていきたいと思えます。こんなことをやってみたいなど意見を募集しています。多くの意見や企画をお待ちしています。



編集後記

平成二十二年の六月に貸金業法施行が実施され、今年も包括的な相談が全国で実施されています。多重債務者の掘り起こしと各団体の連携が重要になります。今年度も「暮らしとこころの総合相談会」を実施されています。弁護士、司法書士、精神保健福祉士、社会福祉士などが連携し相談を受ける画期的な相談会です。相談者が気軽に相談でき相互的な相談ができる状況になっています。そして、今以上に行政と法律家、被害者の会が今まで以上に連携をし、多重債務者掘り起こしや総合的な相談窓口設置活動など「夜明けの会」の会員も今以上に一般の人達にも呼びかける必要があります。

会員の方々へ会費の納入のお願いです。一ヶ月500円、年間6000円です。又、賛助会員の皆様も会費(年間一万円)の納入の程宜しくお願い致します。

会員という認識の為に納入の程宜しくお願い致します。

(事務局)